

## 実効性の担保について

## 1 多くの条例が規定する公表制度

条例の規律に違反する者の氏名（名称）・住所を「晒しものにする」制裁的行為

⇒ 他の法領域では、一般に、無許可事業や、措置命令に対する違反行為については、刑罰を課するという立法例が多い。公表は、晒しものにされても差し支えないという者（本社が遠方地にある事業者等）に対しては、刺さっていないかという恨みがないか。

## 2 一部の条例が規定する過料

比較的軽微な（手続上の）義務の違反に対し、その制裁として、市長が行政処分として科すもの（地方自治法上、5万円以下）

（事例）神戸市条例が命令に従わない者等に対して5万円以下等の過料を、西脇市条例（令和2年12月）が届出をせず事業を着手した者等に対して5万円以下の過料を課している。

⇒ 命令違反や無届事業は、軽微な手続上の義務違反なのか。過料を課す著明な例規は、ポイ捨て禁止条例。

## 3 一部の条例が規定する罰金

罰金を定める条例は、比較的、少数。定めるとしても、5万円以下と定めるものが多い。

兵庫県条例が、命令違反に50万円以下の罰金、届出違反に5万円以下の罰金を課している。

30～50万円の罰金を定めないと抑止力にならないのではないか。

（自由討議）

- ・ 処罰規定まで置くことは、行き過ぎではないか、又は
- ・ 処罰規定を置かないと、実効性がないのではないか。

## 4 罰則を定める場合の考慮要素

(1) 違反行為を明確に定める必要があること（罪刑法定主義）。

⇒ ガイドラインでは、ふわりと書いた部分について、検討を要する。

(2) 検察協議